

五十条第一項第一号、第二号（第十一号第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪

十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪

十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第五十八条第一号から第四号まで又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る。）第四号若しくは第五号に規定する罪

十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条第二号又は第六十三号第三号に規定する罪

十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪

十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三十四条第一号に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八十一条に規定する罪

二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪

二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号、第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪

二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一項第一号、第二項（同

条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第三項（同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十四条から第七十四条の六まで、第七十四条の六の二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三号、第七十四条の六の三（第七十四条の六の二第二項第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に限る。）又は第七十四条の八に規定する罪

二十五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第七十九条第一号若しくは第七十号、第八十二条第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第十三号又は第八十三条第一項第一号（第九条及び第五十三条（第六十三号の三第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪

二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第四十五号）第三十一条、第三十一条の二又は第三十一条の三第一号若しくは第四号に規定する罪

二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条に規定する罪

三十 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第六条、第七条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号ま

で若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二号の二第一項及び第二十二号の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）第四十九条第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三条の二第一号（第三十三条の三第一項、第三十五条の二の十三第一項、第三十五条の三の二十八第一項及び第三十五条の十七の六第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百九条第二項第三号に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三号、第四号若しくは第六号（第二十五条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十九号第一号（第七号の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九号第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）又は第三十条第二号（第七号の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。）、第九号第三項（第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）及び第九号の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条又は第三条に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条第一号又は第五十一条第四号若しくは第六号に規定する罪

三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七号の三第一項第一号、第二号（第二十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二条の七に係る部分に限る。）、第三号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二条の二、第五号（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項に係る部分に限る。）、第四号（第九号の八、第四十九号第七号、第五十条第一項第一号（第八号第一項に係る部分に限る。）、若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。））に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四号第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八号第一号又は第五十一条第二号（第十八条第二項において準用する第十二条第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。）若しくは第三号（第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）。以下この号及び第四十七号並びに第十三条の二第十三号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

- (1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たたる行為をすること。
- (2) 覚醒剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たたる行為をすること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たたる行為をすること。
- ロ 麻薬特例法第六十六条又は第七十七条に規定する罪
 - ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪
 - (1) イ又はホに掲げる罪
 - (2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪
 - (3) 覚醒剤取締法第四十一条に規定する罪
 - (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪
- ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪
 - (1) イ又はホに掲げる罪
 - (2) 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪
 - (3) 覚醒剤取締法第四十一条の二に規定する罪
 - (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪
- ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪
 - (1) イ又はホに掲げる罪
 - (2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
 - (3) 覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪
 - (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に

- 係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪
- 四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪
- 四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百五十五条第六号、第三百五十五条の二第四号から第六号（第二百七十二条の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百六十六条の三第一号、第三百七十七条の二第三号、第三百九十九条第九号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百九十四条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）、第三号若しくは第十二号（第四条第二項から第四項まで（これらの規定を第十一条第五項において準用する場合を除く。）、及び第九条第二項（第二百二十七条第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第二百九十五条第二号（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二百九条の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪
- 四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六号）第三十三条第一号若しくは第二号、第三十四条第一号若しくは第三号又は第三十五条第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪
- 四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪
- 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
 - イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで又は第十二号から第十五号までに規定する罪に当たたる行為に係る罪

- ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪
- ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る。）、第十三号又は第十四号に規定する罪に係る罪
- ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪
- ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第二項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たたる行為に係る罪
 - (1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪
 - (2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四十二条、第二百五十二条、第二百二十六条、第二百二十七条第二項の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六号又は第二百四十六条の二に規定する罪
 - (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
 - (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
 - (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
 - (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪
 - (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪
 - (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
 - (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
 - (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
 - (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
 - (12) 覚醒剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第二項若しくは第二項、第四

- 十一号の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
- (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第二項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八号第一項（第七号第二項に係る部分に限る。）、第十一号第二項、第十二号又は第十三号に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八

四 指定に係る暴力団を代表する者の氏名及び住所

五 指定をした理由

六 指定をした年月日

七 指定に係る通知の方法

八 指定の取消しに係る確認の手続

九 指定の取消しに係る公示事項

十 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十一 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十二 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十三 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十四 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十五 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十六 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十七 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十八 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

十九 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

二十 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

二十一 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

二十二 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

二十三 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

二十四 指定の取消しに係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

五 指定の取消しに係る通知の方法

六 指定の取消しに係る通知の方法

七 指定の取消しに係る通知の方法

八 指定の取消しに係る通知の方法

九 指定の取消しに係る通知の方法

十 指定の取消しに係る通知の方法

十一 指定の取消しに係る通知の方法

十二 指定の取消しに係る通知の方法

十三 指定の取消しに係る通知の方法

十四 指定の取消しに係る通知の方法

十五 指定の取消しに係る通知の方法

十六 指定の取消しに係る通知の方法

十七 指定の取消しに係る通知の方法

十八 指定の取消しに係る通知の方法

十九 指定の取消しに係る通知の方法

二十 指定の取消しに係る通知の方法

二十一 指定の取消しに係る通知の方法

二十二 指定の取消しに係る通知の方法

若しくは第三項(同条第一項第四号及び第二項に係る部分に限る。)

麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二(譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。)

第六十六条の三(施用及び施用を受けることに係る部分に限る。)

又は第六十六条(譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。)

規定する罪

一 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の四、第三十一条の九、第三十一条の十六第一項第三号若しくは第二項又は第三十一条の十七第二項第二号、第三項第二号若しくは第四項第二号に規定する罪

麻薬特例法第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻取締法第二十四条の二(譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。)

(2) 覚醒剤取締法第四十一条の二(譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。)

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二(譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。)

又は第六十六条(譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。)

麻薬特例法第八條第二項(譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。)

に規定する罪のうち、第一条第四十一号ニ(1)から(4)までに掲げる罪に係る罪

十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第八條第一項又は第三項(同条第一項に係る部分に限る。)

十五 会社法第九百七十条第二項又は第四項(同条第二項に係る部分に限る。)

十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条第一項から第三項までに規定する罪

(暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等)

い旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一 当該申出に係る法第十一條又は第十二條の六の規定による命令(以下この号及び次号において単に「命令」という。)

に係る暴力的要求行為(法第二條第七号に規定する暴力的要求行為をいう。以下同じ。)

又は準暴力的要求行為(法第二條第八号に規定する準暴力的要求行為をいう。以下同じ。)

をした者に対し、当該申出をした者が法第十三條各号に定める措置(以下この号において「被害回復措置」という。)

を執ることを求める旨その他当該申出をした者が命令に係る暴力的要求行為又は準暴力的要求行為をした者に対して被害回復措置を執ることを求めるための交渉(以下この条において「被害回復交渉」という。)

を円滑に行うために必要な事項の連絡をすること。

二 命令に係る暴力的要求行為又は準暴力的要求行為をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。

三 被害回復交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害回復交渉に関する事項について助言すること。

四 法第三十二條の三第一項の都道府県暴力団放運動推進センター(第二十四條第十号及び第二十六條において「都道府県センター」という。)

が行っている法第三十二條の三第二項第九号の事業について教示すること。

五 被害回復交渉に関して相互支援又は共同交渉を行うための民間の団体その他の組織がある場合においては、当該組織を紹介すること。

六 被害回復交渉を行う場所として警察施設を利用させること。

法第十三條の申出は、別記様式第七号の援助申出書を提出して行うものとする。

(事業者に対する援助の措置)

第十五條 公安委員会は、法第十四條第一項の援助を受けた旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一 不当要求(法第十四條第一項に規定する不当要求をいう。以下同じ。)

による被害を防止するために果たすべき事業者(同項に規定

- する事業者をいう。以下同じ。）の役割について教示すること。
- 二 責任者（法第十四条第一項に規定する責任者をいう。以下同じ。）として選任すべき者の要件、責任者の選任の方法その他責任者の選任につき事業者が配慮すべき事項について資料を提供し、又は助言すること。
- 三 法第十四条第二項の講習（以下「責任者講習」という。）について教示すること。
- 四 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の実態について教示すること。
- 五 不当要求に應對する使用人等（法第十四条第一項に規定する使用人等をいう。第十八条第三項において同じ。）の應對の心構え、應對方法その他の対応方法について資料を提供し、又は助言すること。
- 六 不当要求を受けた場合の警察等への連絡方法について教示すること。
- 七 業種、地域等に特有の形態の不当要求による被害を事業者が共同して効果的に防止するため事業者又は第十七条第一項の規定による届出に係る責任者が業種、地域等の別に応じて相互に連携して組織的な活動を行うことについて指導し、若しくは助言し、又は当該活動に必要な資料を提供すること。
- 八 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関（法第三十二条の三第二項第八号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条第三項において同じ。）を紹介すること。

（被害回復アドバイザー）

- 第十六条 公安委員会は、第十四条第一項第三号から第五号まで又は前条各号に掲げる措置を採るに当たっては、都道府県警察の職員であつた者で第十四条第一項第三号又は前条第五号若しくは第七号の措置について知識経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものの中から警視總監又は道府県警察本部長が非常勤の職員として任命した者に、その事務を処理させ、又は助言、援助その他の協力を行わせることができる。
- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 三 健康で活動力を有すること。

2 前項の規定により公安委員会の事務を処理し、又は助言、援助その他の協力をを行う者（次項において「被害回復アドバイザー」という。）は、職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。	3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第八号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第十七条 事業者は、責任者を選任した場合において、不当要求による被害を防止するため、当該責任者を通じて公安委員会から法第十四条第一項の援助を受け、又は当該責任者に責任者講習を受けさせる必要があると認めるときは、責任者を選任した旨を公安委員会に届け出るものとする。	2 前項の規定による届出は、別記様式第九号の責任者選任届出書を公安委員会に提出して行うものとする。	第十八条 責任者講習の種別は、定期講習、選任講習及び臨時講習とする。	2 定期講習はすべての責任者を対象におおむね三年ごとに一回、選任講習は新たに選任された責任者を対象に当該選任された日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は不当要求による被害を防止するため責任者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る責任者を対象にその必要の都度、それぞれ行うものとする。	3 責任者講習は、次の表の上欄に掲げる責任者講習の種別の区分に従い、それぞれ同表の中欄に定める講習事項について、同表の下欄に定める講習時間行うものとする。
--	---	---	---	------------------------------------	---	---

イ 不当要求に應對する使用人等の対応体制の整備に関する業務	ロ 使用人等に対する指導教育の実施に関する業務	ハ 不当要求による被害が発生した場合の被害の状況、原因等の調査及び警察への連絡等に関する業務	ニ 不当要求情報管理機関との連絡に関する業務	ホ その他不当要求による事業者又は使用人等の被害を防止するために必要な業務	一 項講習事項の欄に定める講習事項のうち基本的な事項に関するもの	二 項講習事項の欄に定める講習事項のうち基本的な事項に関するもの	三 項講習事項の欄に定める講習事項のうち基本的な事項に関するもの
-------------------------------	-------------------------	--	------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等

- （事務所の使用制限の命令に係る標準）
- 第二十条 法第十五条第四項の国家公安委員会規則で定める標準は、別記様式第十三号のとおりとする。
- （特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知）
- 第二十一条 公安委員会は、法第十五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この章、第三十六条第一項第六号及び第三十九条において同じ。）の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。
- （特定抗争指定暴力団等の指定に係る標準）
- 第二十一条の二 法第十五条の二第五項の国家公安委員会規則で定める標準は、別記様式第十五号のとおりとする。
- （特定抗争指定暴力団等の指定に係る公示事項）
- 第二十一条の三 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 指定に係る指定暴力団等の名称
- 二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 五 法第十五条の二第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
- 六 指定の期限
- 七 指定の根拠となる適用法条
- （特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）
- 第二十一条の四 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 指定をした旨
- 二 指定に係る指定暴力団等の名称

- 三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
 - 四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
 - 五 指定に係る指定暴力団等の指定番号
 - 六 警戒区域
 - 七 指定をした理由
 - 八 指定をした年月日
 - 九 指定の期限
- (特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知の方法)
- 第二十一条の五** 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。
- (警戒区域の変更に係る公示事項)
- 第二十一条の六** 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等(法第十五条の二第一項に規定する特定抗争指定暴力団等)をいう。以下同じ。
 - 二 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
 - 三 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
 - 四 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
 - 五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
 - 六 変更後の警戒区域
- (警戒区域の変更に係る通知すべき事項)
- 第二十一条の七** 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 警戒区域の変更した旨
 - 二 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称
 - 三 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
 - 四 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
 - 五 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
 - 六 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
 - 七 変更後の警戒区域
 - 八 警戒区域を変更した理由
 - 九 警戒区域を変更した年月日

- (警戒区域の変更に係る通知の方法)
- 第二十一条の八** 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。
- (特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項)
- 第二十一条の九** 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
 - 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
 - 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
 - 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
 - 五 指定をした年月日
- (特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項)
- 第二十一条の十** 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 指定を取り消した旨
 - 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
 - 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
 - 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
 - 五 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
 - 六 指定を取り消した年月日
- (特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)
- 第二十一条の十一** 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。
- 第四章 加入の強要の規制その他の規制等**
- 第一節 加入の強要の規制等**
- 第二十二条** 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次のとおりとする。
- 一 その者の親族(その者と内縁関係にある者その他のその者と同居し、かつ、生計を同じくする者を含む。)

- 二 その者を保護者とする少年
 - 三 その者が雇用する者又はその者が事業所において監督的地位にある場合において現にその者の監督下にある者
 - 四 その者が学校(専修学校及び各種学校を含む。)において教育又は養護の職務を行つてゐる場合において現にその者が教育又は養護をしてゐる学生又は生徒
 - 五 その者が保護司(保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に規定する保護司をいう。)
 - 六 その者が法第三十二条の三第一項第二号の暴力追放相談委員として現に暴力団への加入又は暴力団からの脱退に係る暴力団員による不当な行為に関する相談の申出を受け、助言をしてゐる場合における当該不当な行為の相手方
- (密接関係者を加入させるための行為等)
- 第二十三条** 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 自己又は自己の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員(法第九条に規定する指定暴力団員をいう。以下同じ。)が密接関係者(法第十六条第三項の密接関係者をいう。以下この条において同じ。)によるこれらの者への連絡を求めている旨を当該密接関係者に伝えることを強要し、又は勧誘すること。
 - 二 自己又は自己の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が密接関係者による自己の所属する指定暴力団等の事務所への出頭を求めている旨を当該密接関係者に伝えることを強要し、又は勧誘すること。
 - 三 自己が当該者を訪問したこと又は当該者と連絡をしたことを密接関係者に伝えることを強要し、又は勧誘すること。
 - 四 密接関係者に対する指導又は助言を行うこと、密接関係者を保護することその他の密接関係者が指定暴力団等へ加入させられ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることを防止するための行為をやめることを強要し、又は勧誘すること。
 - 五 指定暴力団員に対して、当該指定暴力団員が行つてゐる密接関係者を指定暴力団等へ加入させる行為又は密接関係者が指定暴力団等から脱退することを妨害する行為(以下この号及び次号において「加入させる行為等」という。)の中止を申し入れること、指定暴力

- 団員が加入させる行為等を行つてゐることを警察等に知らせることその他の当該指定暴力団員の加入させる行為等を妨げる行為をやめることを強要し、又は勧誘すること。
 - 六 加入させる行為等を助けることを強要し、又は勧誘すること。
- (離脱の意志を有する者に対する保護の措置等)
- 第二十四条** 法第二十八条第一項の規定により公安委員会が行う保護の措置は、次のとおりとする。
- 一 暴力団から離脱した者(以下この条において「離脱者」という。)を雇用する意思を有する事業者を募り、及びこれに応じた事業者等に、暴力団員による妨害行為を防止するため警察の執る措置に関する事項その他の当該事業者による離脱者の円滑な雇用を資する事項を連絡し、並びに離脱者及び離脱者を雇用しようとする事業者の求めに応じ、これらの者の面接の場に警察職員を同席させ、離脱者の離脱の経緯等を説明させること。
 - 二 離脱者又は暴力団からの離脱の意志を有する者(以下この条及び第二十九条において「離脱希望者」という。)の就業環境への円滑な適応に資するための民間の自主的な組織活動を支援すること。
 - 三 暴力団員に対し、離脱希望者が刑務所を出所の際の出迎え、離脱希望者の親族に対する面会の要求その他の離脱希望者の離脱を妨げる行為の防止のため必要な警告をすること。
 - 四 離脱希望者、離脱者若しくはこれらの者の親族又は離脱者を雇用し、若しくは雇用しようとする者その他の関係者を暴力団員による不当な行為から保護すること。
 - 五 離脱希望者が暴力団から離脱するため社会を構成する一員としての自覚をもち、就業環境に適応するため自らその能力を開発する努力を行うことについての指導、警察職員が職務上暴力団員と面談する機会を得た場合におけるその者の離脱の意志の確認及び当該暴力団員が離脱の意志を有する場合におけるその者の暴力団からの円滑な離脱のための助言その他必要な補導を行うこと。
 - 六 離脱希望者の親族に対し、当該親族が当該離脱希望者に暴力団員との交際をやめ、又は就職することについて助言することその他の離脱希望者の親族による援助を促すための当

該離脱希望者の離脱のための交渉の状況等について説明をし、その他離脱希望者の生活環境を調整改善するために必要な助言又は連絡をすること。

七 離脱希望者の所属する暴力団に対して離脱の意志を連絡すること、離脱のための交渉方法を教示すること、離脱のための交渉を行う場所として警察施設を利用させることその他の手段により、離脱希望者の離脱のための交渉を助けること。

八 離脱希望者又はその親族の求めに応じ、当該離脱希望者の離脱のための交渉を仲介すること。

九 指詰め（法第二十条の指詰めをいう。）をしたことによる手指の特徴又は入れ墨を目立たないようにするための施術を受けようとする離脱者又は当該施術を行う者の求めに応じ、当該離脱者の離脱の経緯の説明その他離脱者が当該施術を受けることを容易にするために必要な事項を教示すること。

十 都道府県センターが行う法第三十二条の三第二項第五号の事業について離脱希望者その他関係者に対して教示し、並びに公共職業安定所、刑務所その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保護司会その他の更生保護団体と必要な連絡をすること。

十一 遠隔地に転居し、就職することなどにより社会経済活動に参加しようとする離脱希望者又は離脱者の生活環境の調整改善に関し関係する公安委員会と必要な連絡をすること。

（社会復帰アドバイザー）

第二十五条 公安委員会は、前条各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる措置を採るに当たっては、都道府県警察の職員であった者で同条第一号、第五号、第六号又は第八号の措置について知識経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものうちから警視總監又は道府県警察本部長が非常勤の職員として任命した者に、その事務を処理させ、又は指導、助言その他の補導を行わせることができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

2 公安委員会は、前項の規定により当該公安委員会の事務を処理し、又は指導、助言その他の

補導を行う者（以下この条において「社会復帰アドバイザー」という。）に、必要に応じ、法第二十八条第二項に規定する啓発を行わせることができる。

三 社会復帰アドバイザーは、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
四 社会復帰アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第十九号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。（都道府県センターからの報告等）

第二十六条 都道府県センターは、離脱希望者から離脱に係る相談の申出を受けた場合において、当該離脱希望者について第二十四条各号の措置が公安委員会により執られる必要があると認めるときは、速やかに、当該申出を受けた旨を公安委員会に連絡するものとする。ただし、当該連絡をすることが当該離脱希望者の意思に反する場合は、この限りでない。

2 法第二十八条第三項の規定により公安委員会が都道府県センターから報告を求めることができるときは、離脱希望者の氏名、その者の所属する暴力団の名称、その者の職歴及び技能その他の公安委員会が当該離脱希望者について第二十四条各号の措置を執るために必要な事項であつて、都道府県センターが法第二十八条第三項の報告をすることについて離脱希望者が同意したものとす。

第二節 事務所等における禁止行為等

（掲示等が禁止される表示又は物品）

第二十七条 法第二十九条第一号の国家公安委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。
一 指定暴力団等が自己を示すために用いる文字若しくは図形若しくはこれらの結合による標章の表示又はその標章を付した物品であつて、殊更に当該標章の内容を広告していると認められるもの
二 銃砲刀剣類その他の凶器として用いられるおそれがあると認められる物品
（事務所の使用の強要が禁止される用務）

第二十八条 法第二十九条第三号の国家公安委員会規則で定める用務は、次のとおりとする。
一 債務の履行
二 債務者の求めに応じて行う債務の内容又はその履行の条件の変更に関する交渉
三 当該者の債務の不履行による損害賠償を名目として金品その他の財産上の利益の供与を受けることに関する交渉

四 損害に係る示談の交渉
五 所持する手形についてその振出人の求めに応じて行う譲渡に関する交渉
六 株式会社若しくは当該株式会社の子会社（会社法第二一条第三号の子会社をいう。）又は当該株式会社の取締役、執行役員若しくは監査役若しくは株主に当該株式会社の株式を買い取らせ、若しくは買取りのあつせんをさせることに関する交渉
七 土地又は建物の所有又は占有に関与していることを殊更に示すことをやめることの対償として作爲若しくは不作爲を要求する用務
八 当該者に関する事実を宣伝しないこと又は当該者に関する公知でない事実を公表しないこととの対償として作爲又は不作爲を要求する用務
九 指定暴力団等から脱退することを防止する用務又は指定暴力団等から脱退することを容認することの代償として作爲若しくは不作爲を要求する用務

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制
（請求者と社会生活において密接な関係を有する者）

第二十九条 法第三十条の二の国家公安委員会規則で定める者は、次のとおりとする。
一 請求者（法第三十条の二に規定する請求者をいう。以下この条において同じ。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
二 請求者の直系の親族又は兄弟姉妹
三 請求者の同居者（前二号に該当する者を除く。）

第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に
第三十条 公安委員会は、法第三十条の八第二項の規定により同条第一項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。
2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。

（特定危険指定暴力団等の指定に係る公示事項）
第三十一条 法第三十条の八第四項において準用する法第七條第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定に係る指定暴力団等の名称
二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
四 指定に係る指定暴力団等の指定番号
五 法第三十条の八第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
六 指定の期限
（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）
第三十二条 法第三十条の八第四項において準用する法第七條第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一 指定をした旨
二 指定に係る指定暴力団等の名称
三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
五 指定に係る指定暴力団等の指定番号
六 警戒区域
七 指定をした理由
八 指定をした年月日
九 指定の期限
（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知の方法）
第三十二条の二 法第三十条の八第四項において準用する法第七條第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

（警戒区域の変更に係る公示事項）

第三十二条の三 法第三十条の八第五項において準用する法第七條第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（法第三十条の八第一項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称
二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号
五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
六 変更後の警戒区域

一 指定に係る指定暴力団等の名称
二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
四 指定に係る指定暴力団等の指定番号
五 法第三十条の八第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
六 指定の期限
（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）
第三十二条 法第三十条の八第四項において準用する法第七條第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一 指定をした旨
二 指定に係る指定暴力団等の名称
三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
五 指定に係る指定暴力団等の指定番号
六 警戒区域
七 指定をした理由
八 指定をした年月日
九 指定の期限
（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知の方法）
第三十二条の二 法第三十条の八第四項において準用する法第七條第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

(警戒区域の変更に係る通知すべき事項)
第三十二条の四 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 警戒区域を変更した旨
- 二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称
- 三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 六 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
- 七 変更後の警戒区域
- 八 警戒区域を変更した理由
- 九 警戒区域を変更した年月日

(警戒区域の変更に係る通知の方法)
第三十二条の五 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。

(事務所の使用制限の命令に係る標準)
第三十二条の六 法第三十条の十一第三項の国家公安委員会規則で定める標準は、別記様式第十三号のとおりとする。

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項)
第三十二条の七 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称
- 二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 五 指定をした年月日

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項)

第三十二条の八 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定を取り消した旨
- 二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

- 四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 六 指定を取り消した年月日

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)
第三十二条の九 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

第五章 報告及び立入り

(報告等の要求)

第三十三条 法第三十三条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求は、次に掲げる事項を記載した書面を送達して行うものとする。

- 一 要求の内容
- 二 要求の理由
- 三 報告又は資料の提出の方法
- 四 報告又は資料の提出の期限
- 五 報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合における法律上の制裁

(報告調査)

第三十四条 公安委員会は、法第三十三条第一項の規定による報告が口頭で行われるときは、当該都道府県警察の職員にこれを聴取させ、その内容について別記様式第二十号の報告調査を作成させるものとする。

(提出資料の取扱手続)

第三十五条 公安委員会は、法第三十三条第一項の規定による資料の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二十一号の提出資料目録を作成しなければならない。

- 一 事案の件名
- 二 提出を受けた年月日
- 三 提出者の氏名及び住所
- 四 提出を受けた資料の標目並びに所有者の氏名及び住所

公安委員会は、提出資料目録を作成したときは、その写しを提出者に交付しなければならない。

公安委員会は、必要がなくなったときは、提出を受けた資料を速やかに提出者に返還しなければならない。この場合において、当該資料の

返還は、別記様式第二十二号の還付請書と引換えに行わなければならない。

(立入検査)

第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、同項の規定による報告又は資料の提出によつてはその目的を達することができないとき、行うものとする。

- 一 事務所を使用していると認められる者について、法第三条又は第四条の規定による指定をするためその者が当該指定に係る暴力団の構成員であることその他必要な事項を確認することが必要であるとき。
- 二 法の規定に違反する行為が行われていると認められる場合であつて、当該違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき。
- 三 法の規定に違反する行為が行われたと認められる場合であつて、当該違反行為に係る事実又は更に反復して当該違反行為と類似の違反行為若しくは当該規定に違反する行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

法第十二条の四第一項の規定による命令を発する場合であつて、当該命令に係る準暴力の要求行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第三項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

法第十五条の二第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

法第三十条の四又は第三十条の五第一項に規定するおそれがあることを確認することが必要であるとき。

法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

事務所が法第三十条の十一第一項に規定する暴力行為に関し同項各号に掲げる用に供されていること又は供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

法の規定による命令が発せられている場合であつて、当該命令の履行を確保することが必要であるとき。

前各号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき。

法第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第二十三号のとおりとする。

第六章 仮の命令

(仮の命令をした公安委員会の通知の方法)
第三十七条 法第三十五条第四項の規定による通知は、当該仮の命令(法第三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。)をした理由に係る書類その他の物件を添付した別記様式第二十四号の移送通知書を送付して行うものとする。

(仮の命令に係る標準の取除き)
第三十八条 公安委員会は、法第三十五条第八項の規定により次の各号に掲げる仮の命令の効力を失わせたときは、当該各号に定める標準を取り除かなければならない。

- 一 法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。第四十五条において同じ。)の規定に係る仮の命令 法第十五条第四項の規定により貼り付けられた標準
- 二 法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令 同条第三項の規定により貼り付けられた標準

第七章 公安委員会相互の協力

(指定等についての協力)
第三十九条 公安委員会は、法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)又は指定の取消しをするため必要があるときは、指定又は指定の取消しに係る暴力団の活動の状況、当該暴力団の事務所の所在地その他当該暴力団の実態を把握していると認められる他の公安委員会に対して、必要な事項を照会することができる。この場合において、照会を受けた公安委員会は、照会を受けた事項について速やかに回答しなければならない。

(命令等についての協力)
第四十条 公安委員会は、法の規定による命令又は指示(以下この条において「命令等」という。)をするため必要があるときは、当該命令等に係る違反行為若しくは違反行為が行われるおそれ若しくは法第三十条の五第一項に規定す

るおそれ又は当該指示に係る準暴力的要求行為が行われるおそれ(以下この条において「違反行為等」という。)に関する事実を把握して、必要事項を照会することができる。この場合において、照会を受けた公安委員会は、照会を受けた事項について速やかに回答しなければならない。

2 公安委員会は、法の規定による命令等をする必要があると認める違反行為等を認知した場合において、当該命令等をすべき公安委員会が他の公安委員会であるときは、当該他の公安委員会に対して、当該違反行為等に関する事実に係る書類その他の物件を速やかに送付するものとする。(援助の措置についての協力)

第四十一条 公安委員会は、第十四条第一項又は第十五条の申出を受けた場合において、採るべき援助の措置の内容により他の公安委員会の協力を得る必要があるときは、当該他の公安委員会に対して、必要な協力を依頼することができる。この場合において、協力の依頼を受けた公安委員会は、必要な協力を行わなければならない。

2 公安委員会は、第十四条第一項又は第十五条の申出を受けた場合において、当該申出に係る援助を行うべき公安委員会が他の公安委員会であるときは、当該他の公安委員会と連絡の上適切な措置を講ずるものとする。

第八章 公安委員会の報告等
(主たる事務所の決定の通報)

第四十二条 法第三十六条第二項の規定による通報は、別記様式第二十五号の主たる事務所決定通報書を送付して行うものとする。

第四十三条 法第三十六条第三項の規定による報告に係る同項の国家公安委員会が定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	報告する事項
一 指定暴力団等の名称の変更があったと認められる場合	一 当該指定暴力団等の変更前及び変更後の名称並びに指定番号 二 変更の時期 三 変更があったと認める理由の概要

二 指定暴力団等が代表する者の変更があったと認める場合	一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号 二 変更前及び変更後の代表する者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別 三 変更の時期 四 変更があったと認める理由の概要
三 指定暴力団等の事務所が設置され、又は廃止されたことと認められる場合	一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号 二 設置され、又は廃止された事務所の所在地 三 設置又は廃止の時期 四 事務所が設置され、又は廃止されたことと認める理由の概要
四 指定暴力団等の主たる事務所の所在地の変更があったと認める場合	一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号 二 変更前及び変更後の主たる事務所の所在地 三 変更の時期 四 変更があったと認める理由の概要
五 指定暴力団等の系列上位指定暴力団等(法第九条に規定する系列上位指定暴力団等)のうち、又は系列上位指定暴力団等の名称及び指定番号	一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号 二 異動により系列上位指定暴力団等となり、又は系列上位指定暴力団等でなくなった指定暴力団等の名称及び指定番号 三 異動の内容 四 異動の時期 五 異動があったと認める理由の概要
六 指定暴力団等が法第八条第二項第一号に該当することとなつたと認める場合	一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号 二 消滅の事由 三 消滅の時期 四 消滅したと認める理由の概要
七 指定暴力団等が法第八条第二項第二号に該当することとなつたと認める場合	一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号 二 該当しなくなった条項 三 該当しなくなった時期

八の二 人が法第十二条の五第一項第五号若しくは第二項に規定する者に該当することとなり、又は該当しないこととなつたと認める場合	四 該当しなくなったと認める理由の概要 一 当該指定暴力団等の名称及び指定番号 二 異動により構成員となり、若しくは構成員でなくなった者の本籍若しくは国籍、住所、氏名、生年月日及び性別又は異動により構成団体となり、若しくは構成団体でなくなった団体の名称、主たる事務所の所在地並びに代表する者の氏名及び住所 三 異動の内容 四 異動の時期 五 異動があったと認める理由の概要
九 指定暴力団員の住所に変更があったと認められる場合	四 該当しなくなったと認める理由の概要 一 当該指定暴力団員の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二 変更前及び変更後の住所 三 変更の時期 四 変更があったと認める理由の概要

九の二 法第十二条の五第一項各号又は第二項に規定する者に該当する者の住所に変更があったと認める場合	一 その者の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別並びにその者に係る準暴力的要求行為に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二 変更前及び変更後の住所 三 変更の時期 四 変更があったと認める理由の概要
十 法の規定又は法の規定による命令に違反する行為があったと認める場合	一 違反行為をした者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその者が指定暴力団員である場合にその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二 違反行為に係る条項 三 違反行為の概要 四 違反行為をした年月日及び場所
十一 対立抗争(法第十五条第一項に規定する対立抗争をいう。以下この表において同じ。)に係る暴力行為が発生したと認める場合	一 対立抗争に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二 暴力行為の概要 三 暴力行為が発生した年月日及び場所 四 指定暴力団員により暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 五 指定暴力団等の事務所に対して暴力行為が行われた場合には、当該事務所所在地並びに当該事務所に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 六 指定暴力団員に対して暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 七 指定暴力団員の居宅に対して暴力行為が行われた

<p>場合には、当該居宅の所在地、当該居宅に居住する指定暴力団員の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>八 暴力行為が対立抗争に係るものであると認める理由の概要</p> <p>九 暴力行為が法第十五条の二第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要</p> <p>一 内部抗争に係る指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 内部抗争に係る集団の実態</p> <p>三 暴力行為の概要</p> <p>四 暴力行為が発生した年月日及び場所</p> <p>五 指定暴力団員により暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>六 指定暴力団等の事務所に対して暴力行為が行われた場合には、当該事務所の所在地</p> <p>七 指定暴力団員に対して暴力行為が行われた場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>八 指定暴力団員の居宅に対して暴力行為が行われた場合には、当該居宅の所在地並びに当該居宅に居住する指定暴力団員の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別</p> <p>九 暴力行為が内部抗争に係るものであると認める理由の概要</p> <p>十 暴力行為が法第十五条の二第四項において準用す</p>	<p>十一の二 内部抗争（法第十五条第三項に規定する内部抗争をいう。以下この表において同じ。）に係る暴力行為が発生した場合</p>	<p>十一の三 法第三十条の二各号に掲げる請求が行われ、又は行われようとしていると認める場合</p> <p>一 請求の概要</p> <p>二 請求又は請求予定の年月日及び場所</p> <p>三 請求の相手方である指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>四 請求が法第三十条の二各号に掲げるものであると認める理由の概要</p> <p>一 暴力行為の概要</p> <p>二 暴力行為が発生した年月日及び場所</p> <p>三 暴力行為を行った指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>四 暴力行為が法第三十条の五第一項各号に掲げる暴力行為が発生したと認める場合</p> <p>十一の四 法第三十条の五第一項各号に掲げる暴力行為が発生したと認める場合</p> <p>一 暴力行為の概要</p> <p>二 暴力行為が発生した年月日及び場所</p> <p>三 暴力行為を行った指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>四 暴力行為が法第三十条の五第一項各号に掲げるものであると認める理由の概要</p> <p>五 第三号に規定する指定暴力団員が当該暴力行為に係る罪により刑に処せられた場合には、当該刑の言渡しをした裁判所の名称及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び刑期並びに当該指定暴力団員を収容する刑事施設</p> <p>一 暴力行為を行い、又は暴力行為の要求若しくは依頼をしたと認められる指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 暴力行為の概要</p> <p>三 暴力行為が発生した年月日及び場所</p>
<p>同条第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要</p> <p>一 請求の概要</p> <p>二 請求又は請求予定の年月日及び場所</p> <p>三 請求の相手方である指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>四 請求が法第三十条の二各号に掲げるものであると認める理由の概要</p> <p>一 暴力行為の概要</p> <p>二 暴力行為が発生した年月日及び場所</p> <p>三 暴力行為を行った指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>四 暴力行為が法第三十条の五第一項各号に掲げる暴力行為が発生したと認める場合</p> <p>十一の五 法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が発生したと認める場合</p>	<p>十二 法第十二条の四第一項、第十二条の八、第十九条、第二十二條、第二十三條、第二十六條、第二十七條、第三十条の四、第三十条の五第一項、第三十条の七第一項から第三項まで若しくは第三十条の十の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を含む。）又は第十二条の二、第三十条若しくは第三十条の三の規定による命令をした場合</p> <p>四 指定暴力団員により暴力行為が行われたと認める場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>五 指定暴力団員の要求又は依頼を受けた者により暴力行為が行われたと認める場合には、当該要求又は依頼を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>六 暴力行為が指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者により行われたと認める理由の概要</p> <p>七 暴力行為が法第三十条の八第一項各号に掲げる行為に関連して行われたものであると認める理由の概要</p> <p>一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 命令に係る適用法条</p> <p>三 命令の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令に期間の定めがある場合には、当該期間</p>	<p>十二の二 法第十二条若しくは第三十条の七第一項の規定による命令又は第十二条の六の規定による命令（同条の規定に係る仮の命令を含む。）をした場合</p> <p>十二の三 法第十二条の四第二項の規定による指示をした場合</p> <p>一 命令を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 命令に係る適用法条</p> <p>三 命令の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令に期間の定めがある場合には、当該期間</p>
<p>一 命令を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 命令に係る適用法条</p> <p>三 命令の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令に期間の定めがある場合には、当該期間</p>	<p>十三 法第十五条第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令及び同条第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。）をした場合</p> <p>一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 命令に係る適用法条</p> <p>三 命令の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令に係る期間</p> <p>六 対立抗争に係る指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号並びにその所属する集団の実態</p> <p>二 命令に係る事務所の所在地</p> <p>三 命令の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令に係る期間</p>	<p>十三の二 法第十五条第三項において準用する同条第一項の規定に係る仮の命令及び同条第三項において準用する同条第二項</p> <p>一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号並びにその所属する集団の実態</p> <p>二 命令に係る事務所の所在地</p> <p>三 命令の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令に係る期間</p>

<p>の規定による同条第三項において準用する同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<p>十三の三 法第十五条の二第一項の規定による指定（同条第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<p>十三の四 法第十五条の二第四項において準用する同条第一項の規定による指定（同条第四項において準用する同条第二項の規定による同条第四項において準用する同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<p>六 内部抗争に係る集団の実態 一 指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二 指定に係る警戒区域 三 指定をした年月日 四 指定の期限 五 指定をした理由の概要</p>
---	---	--	--

<p>十三の六 法第三十条の八第一等</p>	<p>十三の七 法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をした場合</p>	<p>十三の八 法第三十条の十一第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令及び同条第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<p>二 指定に係る警戒区域 三 指定をした年月日 四 指定の期限 五 指定をした理由の概要</p>
------------------------	--	--	--

<p>十五 その他指定暴力団等又は指定暴力団員の実態に特異な動向</p>	<p>一 仮の命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二 仮の命令に係る適用法 三 仮の命令の内容 四 仮の命令をした年月日 五 仮の命令が失効した年月日</p>	<p>一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二 命令に係る事務所の所在地 三 命令の内容 四 命令をした年月日 五 命令に係る期間</p>	<p>向があつたと認められる場合 日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二 特異な動向の概要 三 特異な動向があつた時期 四 特異な動向があつたと認める理由の概要その他必要事項</p>
--------------------------------------	--	---	---

<p>二 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認め</p>	<p>第四十七條 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。</p>	<p>第四十六條 公安委員会が法又はこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。（郵便又は信書便による送達）</p>	<p>五 法第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長又は法第三十条の十一第一項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長、別記様式第三十号の命令期限延長通知書 六 法第十八条第三項の規定による命令、別記様式第三十一号の少年脱退措置命令書 七 法第三十条の四の規定による命令（同条の規定に係る仮の命令を除く。）、別記様式第三十二号の請求妨害防止命令書 八 法第三十条の五第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。）、別記様式第三十三号の賞揚等禁止命令書 九 法第三十条の七第二項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。）、別記様式第三十四号の用心棒行為等防止命令書 十 法第三十一条第二項等の規定に係る仮の命令、別記様式第三十五号の再発防止仮命令書 十一 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令、別記様式第三十六号の事務所使用制限仮命令書 十二 法第三十条の四の規定に係る仮の命令、別記様式第三十七号の請求妨害防止仮命令書 十三 法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令、別記様式第三十八号の賞揚等禁止仮命令書 十四 法第三十条の七第二項の規定に係る仮の命令、別記様式第三十九号の用心棒行為等防止仮命令書（書類の送達）</p>
--	---	---	--

この規則は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成十五年八月二十九日国家公安委員会規則第一三三号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附則（平成十五年一月二七日国家公安委員会規則第九号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成十五年二月二六日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二七日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年四月二八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二八日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条の改正規定 この規則の公布の日

二 第二条、第五条、第八条、第十一条、第十四条及び第十七条の改正規定 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十日）

三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条の改正規定 刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号）の施行の日（平成十七年一月一日）

附則（平成一七年七月一二日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日（平成十七年七月十二日）から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律

第四十二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二十二号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第二十三号の改正規定は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月十日）から施行する。

附則（平成一八年三月二七日国家公安委員会規則第九号）

この規則は、銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一八年四月二四日国家公安委員会規則第一四号）抄

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）以下「改正法」という。の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二一号）

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。

附則（平成一八年八月二一日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）の施行の日（平成十八年八月二一日）から施行する。

附則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年一月二十日）から施行する。

附則（平成一九年八月七日国家公安委員会規則第一八号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の改正規定 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の施行の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

附則（平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二十六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七号第六十六号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第十六号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第六十六号の改正規定は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成一九年二月一二日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成一九年二月一三日国家公安委員会規則第二六号）

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

附則（平成二〇年三月一〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年五月二日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年七月一六日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。ただし、第一条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年十一月一七日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

附則（平成二〇年三月一〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年五月二日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年七月一六日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。ただし、第一条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年十一月一七日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第

この規則は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二日国家公安委員会規則第三号）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業

を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携音音声通信機提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和二年三月三十一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月二十七日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二十八日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月三十一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

附則（令和三年一月十八日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附則（令和四年一月二十七日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

附則（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年九月二十八日国家公安委員会規則第一七号）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和四年二月二三日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、令和四年十二月二十九日から施行する。

附則（令和五年四月二十八日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、競馬法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

附則（令和五年五月三十一日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附則（令和五年七月一〇日国家公安委員会規則第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、旧刑法第七十七条又は第八十条若しくは第八十一条第二項（これらの規定中旧刑法第七十七条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新規則第一条第二号に掲げる罪とみなす。

附則（令和六年二月一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）
この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附則（令和六年六月二十八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。

別記様式第9号(第17条関係)

別記様式第9号(第17条関係)

委任理由	委任理由
------	------

責任者 氏名 印
 年月日

本委員会は、この不正な行為の防止等に関する法律第4条第2項に規定する責任者として、下記の者を兼任し、かつ、本委員会の不正な行為の防止等に関する法律第4条第2項に規定する業務執行機関及び業務執行機関の構成により組織します。

年月日

本委員会 副
 副会長の氏名又は名称

印

氏名	職務
氏名又は名称	
(法人印)	
生年月日	年月日
氏名	
職階	職階 ()
職階	年月日

備考 印刷欄に記入しないこと。
 備考 印刷欄の大きさには、日本標準規格A3サイズとする。

別記様式第10号(第19条関係)

別記様式第10号(第19条関係)

責任者 氏名 印
 年月日

(課長 印)
 本委員会 印

本委員会は、この不正な行為の防止等に関する法律第4条第2項に規定する責任者として、この不正な行為の防止等に関する法律第4条第2項に規定する業務執行機関及び業務執行機関の構成により組織します。

印

講習の日時	年月日
講習の場所	都道府県、市町村、支庁
講習の種類	
受講申込者数	年月日、市町村、支庁
受講申込先	
備考	

別記様式第11号(第19条関係)

別記様式第11号(第19条関係)

委任理由	委任理由	委任理由
------	------	------

責任者 氏名 印
 年月日

本委員会は、この不正な行為の防止等に関する法律第4条第2項に規定する責任者として、この不正な行為の防止等に関する法律第4条第2項に規定する業務執行機関及び業務執行機関の構成により組織します。

年月日

本委員会 副
 副会長の氏名又は名称及び専断執行機関の氏名

(法人印)	
責任者の氏名	
責任者の職階	職階 ()
生年月日	年月日
講習の種類	
講習の日時	年月日
講習の場所	都道府県、市町村、支庁

備考 印刷欄に記入しないこと。

別記様式第12号(第19条関係)

別記様式第12号(第19条関係)

印 号

受講終了書

住所
 氏名
 講習の種類
 講習年月日

本委員会は、この不正な行為の防止等に関する法律第4条第2項に規定する講習を実施した者であることを証明する。

年月日

本委員会 印

別記様式第25号(第42条関係)

別記様式第25号(第42条関係)

第 号
年 月 日

正統の事務所内記通帳簿

公安委員会 第 号
警務中実況

暴行団結による不逞な行為の防止等に関する治安維持法第26条第2項の規定により、下記のとおり暴力団の正統の事務所を決定したので通帳する。

記

暴力団の本拠	
暴力団を代表する者又はこれに代わる一筆者の氏名	
正統の事務所のある地	
実況中の正統の事務所のある地	

備考 1 掲載の大きさは、日本縦書きに準ずる。2 「実況中の正統の事務所」欄は、正統の事務所のある地の変更の場合に記載すること。

別記様式第26号(第45条関係)

別記様式第26号(第45条関係)

第 号
年 月 日

中 止 命 命 書

第 号
公安委員会
警務第 号

本(団)名	
所在地	
受ける者	
発令年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴行団結による不逞な行為の防止等に関する治安維持法第26条第2項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
-------	--

(2) 命 令 書

命令をする者	
--------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不用の文字は、省略で構わない。
3 掲載の大きさは、日本縦書きに準ずる。

別記様式第27号(第45条関係)

別記様式第27号(第45条関係)

第 号
年 月 日

再 発 止 命 命 書

第 号
公安委員会

本(団)名	
所在地	
受ける者	
発令年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴行団結による不逞な行為の防止等に関する治安維持法第26条第2項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
-------	--

(28)

商 号 を 下 記 欄	
----------------	--

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不同の文字は、縦横で併記すること。
 3 商標の大きさは、日本産業規格K4とすること。

別記様式第28号(第45条関係)

別記様式第29号(第45条関係) (29)

商 号 年 月 日 商 標		出資者数 <input type="checkbox"/> 管理本部数 <input type="checkbox"/>
本(国)商 標 記 号 受 付 年 次 受 付 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	
上記の欄に対し、最も関係による不同行為の取組に際する取組態様の取組の状況により、下記のとおり併記する。		
商 号 の 内 容		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不同の文字は、縦横で併記すること。
 3 商標の大きさは、日本産業規格K4とすること。

(30)

商 号 を 下 記 欄	
----------------	--

別記様式第29号(第45条関係) (30)

商 号 年 月 日 商 標		出資者数 <input type="checkbox"/> 管理本部数 <input type="checkbox"/>
本(国)商 標 記 号 受 付 年 次 受 付 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	
上記の欄に対し、最も関係による不同行為の取組に際する取組態様の取組の状況により、下記のとおり併記する。		
商 号 の 内 容		

別記様式第29号(第45条関係)

別記様式第32号(第45条関係)

別記様式第32号(第45条関係) (印刷)

株式会社 〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇

出発委員会

本(印) 部	〇〇
部 長	〇〇
受 付 者	〇〇
〇〇	〇〇

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第44条の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(印刷)

命 令 を 下 す 部	
-------------	--

備考 1 指定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを併行すること。
 2 指針の大きさは、日本縦書き用紙とする。

別記様式第33号(第45条関係)

別記様式第33号(第45条関係) (印刷)

株式会社 〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇

出発委員会

本(印) 部	〇〇
部 長	〇〇
受 付 者	〇〇
〇〇	〇〇

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第44条の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(印刷)

命 令 を 下 す 部	
-------------	--

備考 1 指定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを併行すること。
 2 指針の大きさは、日本縦書き用紙とする。

別記様式第36号(第45条関係)

別記様式第36号(第45条関係) (印刷)

株式会社 株式会社

年月日

公定事項 警備事項

本(社)名	
社 名	
受ける者	氏名
	住所
	所属している
	事業所の所在地

上記の者に対し、警備員による不作為行為の防止等に関する法律第45条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

第 1 号

命令の内容	
命令の発効時期	年 月 日 から 年 月 日まで

(印刷)

命令をする者	
理 由	

備考 1 特定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、省略で構わない。
 3 頁数の大小は、日本標準規格A4とする。

別記様式第37号(第45条関係)

別記様式第37号(第45条関係) (印刷)

株式会社 株式会社

年月日

公定事項 警備事項

本(社)名	
社 名	
受ける者	氏名
	住所
	所属している
	事業所の所在地

上記の者に対し、警備員による不作為行為の防止等に関する法律第45条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

第 1 号

命令の内容	
命令の発効時期	年 月 日 から 年 月 日まで

(印刷)

命令をする者	
理 由	

備考 1 特定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、省略で構わない。
 3 頁数の大小は、日本標準規格A4とする。

別記様式第38号(第45条関係) (1頁)

第 号
年 月 日

真 偽 等 禁 止 規 定 令 書

第 号 日

公安委員会
警視庁

本(国)籍	
姓 名	
交 付 名 簿	
記 号	
交付年月日	年 月 日

上記の条に於て、警視庁長による交付行為の禁止等に関する法務部告示(第1号)の規定により、下記のとおり命令する。

第 号

命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

(2頁)

命令の理由	
-------	--

備考 1 規定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。
3 欄幅の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第39号(第45条関係) (1頁)

第 号
年 月 日

用 心 禁 行 為 等 禁 止 規 定 令 書

第 号 日

公安委員会
警視庁

本(国)籍	
姓 名	
交 付 名 簿	
記 号	
交付年月日	年 月 日

上記の条に於て、警視庁長による交付行為の禁止等に関する法務部告示(第1号)の規定により、下記のとおり命令する。

第 号

命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

(2頁)

命令の理由	
-------	--

備考 1 規定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。
3 欄幅の大きさは、日本標準規格A4とすること。